（通信停止の要求）

第八十五条　遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのある全ての通信の停止を要求することができる。この要求は、呼出事項又は第五十九条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（以下「各局あて呼出事項」という。）の次に「シーロンス　メーデー」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法により行うものとする。

［２・３　略］

（一般通信の再開）

第八十九条　遭難通信が良好に行われるようになつた場合において完全な沈黙を守らせる必要がなくなつたときは、遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信が行われている電波（第七十条の二第一項第四号に掲げるものに限る。）により、次の各号に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

［一～九　略］

２　遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

一	メーデー（又は「遭難」）	一回
二	各局	一回
三	こちらは	三回
四	自局の呼出符号又は呼出名称	一回
五	遭難通信の終了時刻	一回
六	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	一回
七	遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号	一回
八	シーロンス　フィニィ（又は「遭難通信終了」）	一回
九	さようなら	一回

［３　略］

（通信停止の要求）

第八十五条　遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる方法により行うものとする。

一　狭帯域直接印刷電信装置による場合

第五十八条の八第一号及び第二号に掲げる事項（通信可能な範囲内にあるすべての無線局にあてる場合は、「相手局の識別信号」とあるのは、「ＣＱ」とする。）の次に「ＳＩＬＥＮＣＥ　ＭＡＹＤＡＹ」を送信して行う方法

二　無線電話による場合

呼出事項又は第五十九条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（以下「各局あて呼出事項」という。）の次に「シーロンス　メーデー」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法

［２・３　同上］

（一般通信の再開）

第八十九条　遭難通信が良好に行われるようになつた場合において完全な沈黙を守らせる必要がなくなつたときは、遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信が行われている電波（第七十条の二第一項第五号に掲げるものに限る。）により、次の各号に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

［一～九　同上］

２　遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次の各号の区別に応じ、それぞれに掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

一　狭帯域直接印刷電信装置による場合

(1)	ＭＡＹＤＡＹ	一回
(2)	ＣＱ	一回
(3)	ＤＥ	一回
(4)	自局の識別信号	一回
(5)	遭難通信の終了時刻	一回
(6)	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	一回
(7)	遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号	一回
(8)	ＳＩＬＥＮＣＥ　ＦＩＮＩ	一回

二　無線電話による場合

(1)	メーデー（又は「遭難」）	一回
(2)	各局	三回
(3)	こちらは　一回	
(4)	自局の呼出符号又は呼出名称	一回
(5)	遭難通信の終了時刻	一回
(6)	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	一回
(7)	遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号	一回
(8)	シーロンス　フィニィ（又は「遭難通信終了」）	一回
(9)	さようなら	一回

［３　同上］